

いわき市立湯本第二小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）

（文部科学省「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日から施行）

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期発見のために、該当児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感・自己有用感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについて指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導をする。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

（1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ① 道徳教育や体験活動の充実
いじめ防止についての資料を用いた道徳の授業や、友達と協力して行う宿泊活動・福祉体験学習等を通して、友達への思いやりや感謝の気持ちを育む。また、自分の役割を果たすことで責任感や自己有用感を育てる。
- ② 異学年交流による集会活動（なかよし集会）
1～6年生全校生による縦割り班を作成し、様々なゲームに取り組む。上級生が下級生の世話をしながら活動することで思いやりの気持ちを持たせるとともに、下級生には感謝の気持ちを持たせる。また、ゲームを通してお互いの良さについて気づかせる。
- ③ 困りごと調べや二者面談の実施
定期的に、児童に困りごと調べや担任との二者面談を実施し、児童の悩み等を把握し、早期対応する姿勢を児童に理解させ、安心して登校できるようにする。

（2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
「健康な心や体づくり等の基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
 - ・ なかよし集会での異学年交流の充実
 - ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫
- ② 人との関わり方を身につけるための道徳の時間・学習活動の工夫

道徳の時間や各教科の学習活動で、自分と友達では考え方が違うことに気づかせ、違う考えの中にも良さがあつたり認められることがあつたりすることを理解させることによって、自尊心を育み、安心して学校生活を送ることができるようにする。

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

校内の異学年交流の他に、幼稚園との交流学習や宿泊活動、中学校体験入学等校外の人との関わりの活動を重視し、コミュニケーション能力を育む。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいた場合には、学年や全職員が打合せの場で情報を共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合にはスクールカウンセラーによるカウンセリングを行ったり養護教諭による教育相談を行ったりして悩みを聞き、問題の早期解決を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめの問題を発見したときには、担任だけで抱え込むのではなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し的確な役割分担のもと、いじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童達には、いじめていることと同様であるということ指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら指導にあたる。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携して取り組む。

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題を解決するようなことはしない。
- ② 学校や家庭には、話すことができないような状況であればいじめの問題などの相談窓口「ダイヤルこだま」等の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

- ① 生徒指導委員会
学期 1 回及び必要に応じて、全職員で問題傾向を有する児童について現状や指導についての情報交換及び対応策について話し合い、共通理解のもとで指導を進めていく。
職員打合せ等において、各クラスの生徒指導上の問題行動や児童の様子の変化について情報交換を行い、必要に応じて対応策を検討する。
- ② いじめ防止対策委員会
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関との連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制を作り対処する。

【連絡先】

PTA 会長 いわき中央警察署常磐分署 家庭教育相談員 民生児童委員 自治会長（区長）
いわき市総合教育センター 浜児童相談所

5 いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

A いじめに係る行為が止んでいること

(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)

B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

6 年間計画

	月別の取り組み	年間を通した取り組み
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回生徒指導全体会 ○ 長期休業の指導と気になる児童への連絡 ○ 相談体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康観察時、休み時間、授業中、給食時等において児童の様子を観察する。 ○ 管理職による校舎内巡視を行う。 ○ 「困りごと調べ」を学期に1回実施する。 ○ スクールカウンセラーとの情報交換を行う。 ○ 生徒指導全体会や特別支援教育全体会、職員会議、職員打合せ等において、気になる児童や特別な支援を要する児童の情報交換を行う。 ○ 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。 ○ 考え、自ら活動できる集団作りに努める。 ○ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。 ○ インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめを防止するために、インターネットやSNSに関する指導の充実を図るとともに必要な啓発活動を行う。 ○ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回学校評議員会の実施 ○ 第2回生徒指導全体会 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ QU検査の実施、分析 ○ 第3回生徒指導全体会 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回生徒指導全体会 ○ 長期休業前の指導 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別懇談 ○ 気になる児童への連絡 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5回生徒指導全体会 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6回生徒指導全体会 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第7回生徒指導全体会 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回学校評議員会の実施 ○ 第8回生徒指導全体会 ○ 長期休業前の指導 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気になる児童への連絡 ○ 第9回生徒指導全体会 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回学校評議員会の実施 ○ 第10回生徒指導全体会 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期休業前の指導 ○ 気になる児童への連絡 	

7 評価と改善

- 困りごと調べ
- 学校評価アンケート（児童、保護者、教職員、学校評議員）

8 関係法令

(1) 教育基本法

① 教育機会均等

第4条

全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会をあたえられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2

前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③ 家庭教育

第10条

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

① 第4章

第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

① 第1章 総則（定義）

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。